平成２４年（フ）第３５号
宮城県白石市福岡蔵本字樋ノ口11番地
債務者　半澤すみ江
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第４０号
宮城県柴田郡柴田町大字上名生字新大原38番地３
債務者　高橋　芳美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第４１号
宮城県柴田郡柴田町船岡東３丁目２番10―２号
債務者　大槻　美幸
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１３９号
金沢市三社町７番５号
債務者　吉田　智幸
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６７号
三重県鈴鹿市道伯５丁目２番14号
債務者　青木　宏司
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７９号
三重県鈴鹿市平野町7686番地の３
債務者　平田　優子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８５号
三重県鈴鹿市算所町1280番地
債務者　水落　道子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９４号
三重県津市幸町26番８号　内田アパートＡ号
債務者　鈴木和佳子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８５号
滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南721番地４
債務者　南　　猛
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３７３号
神戸市垂水区五色山３丁目１番17号
債務者　山根　敏明
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８号
鳥取県米子市博労町１丁目147番地コーポブリーズ２Ｆ
債務者　楳田　健一
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４９号
愛媛県今治市北日吉町２丁目３番４号　伊藤マンション２Ｆ10号、旧住所愛媛県今治市高部甲1146番地10
債務者　越智　康則
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第５０号
愛媛県今治市伯方町木浦甲3944番地１　伯方古江団地Ｂ棟301号、前住所愛媛県今治市伯方町木浦甲4512番地１伯方コーポ301号室、前々住所愛媛県新居浜市本郷１丁目13番46号
債務者　近藤　智揮
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第５１号
愛媛県今治市喜田村５丁目11番31号、前住所愛媛県今治市大西町新町甲155番地１、前々住所愛媛県今治市大西町九王甲1676番地１、前々々住所三重県久居市野村町372番地180
債務者　浅利　嘉壽
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第３７号
福岡県柳川市間414番地
債務者　木原　　博
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
鹿児島県大島郡徳之島町諸田914番地、旧住所神戸市北区鈴蘭台東町５丁目４番30―305号
債務者　榮田　正巳
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第６１号
福島市北原３番地の44
債務者　坂下　絹子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福島地方裁判所